第４号様式 (第４条関係)

(その３)

選挙運動用自動車使用証明書(運転手)

　下記のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

令和７年　　月　　日

　　令和７年９月21日執行屋久島町議会議員選挙

候補者氏名　　　　　　　　　　㊞

記

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 運転手の氏名及び住所 | 氏名 |  | 住所 | 　 |
| 雇用年月日 | 報酬の額 | 備考 |
| 　 | 円 | 　 |

備考

　１　この証明書は、使用の実績に基づいて、運転手ごとに作成し、候補者から運転手に提出してください。

　２　運転手が屋久島町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。

　３　この証明書を発行した候補者について公職選挙法(昭和25年法律第100号)第93条第１項(同条第２項において準用する場合を含む。)の規定により供託物が没収された場合には、運転手は、屋久島町に支払を請求することはできません。

　４　公費負担の限度額は、選挙運動用自動車１台につき１日を通じて12,500円までです。

　５　同一の日において２人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する１人に限られていますので、その指定した１人のみについて記載してください。

　６　５の場合には候補者の指定した運転手以外の運転手は、屋久島町に支払を請求することはできません。